(文部科学省 小中一貫教育フォーラム資料より)

小中一貫教育の制度設計

小中一貫教育の2つの形態を制度化

- ①学校教育法に基づく新たな学校種 「義務教育学校」
- ②独立した小・中学校が小中一貫教育を行う 「小中一貫型小学校・中学校(仮称)」

2つの類型に共通する点

- ①現行の小・中学校の学習指導要領に基づくことを基本としたうえで、独自教科の設定、 指導内容の入れ替え・移行など、設置者の判断で、一定の範囲の教育課程の特例が導入 可能
- ②既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行対象とする。(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ③既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない。

2つの類型の異なる点

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校(仮称)
修業	9年	小・中学校と同じ
年限	(転校の円滑化等のため、前半6年	
	と後半3年の課程の区分は確保)	
教育	・9年間の教育目標の設定、9年間の	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統
課程	系統性を確保した教育課程の編成	性を確保した教育課程の編成(要件)
	・教育課程の特例	・教育課程の特例
組織	・1人の校長	・学校ごとに校長
	・1つの教職員組織	学校ごとに教職員組織
	・教員は原則小中免許を併有	(学校間の総合調整を担う者をあらかじ
	(当面は小学校免許で小学校課程、中	め任命、学校運営協議会の合同設置、校長
	学校免許で中学校課程を指導可能と	の併任等、一貫教育を担保する組織運営上
	しつつ、免許の併有を促進)	の措置を実施)(要件)
		・教員は各学校種に対応した免許を保有